

Nishi-Kamakura Spring-Summer Reports 2026

西鎌倉 だより

西鎌倉住宅地自治会報 第 **460** 号

2026 (令和8) 年 7月発行

2026
春夏

会長挨拶

副会長挨拶

総会報告

総務部

環境衛生部

防災防犯部

コミュニティ委員会

広報部

西鎌倉あいあいの会

西鎌倉福寿会

会長挨拶

2026（令和8）年度 会長

五嶋 裕之

このたび、2026年度西鎌倉住宅地自治会の会長を務めることとなりました、五嶋裕之（ごとう ひろゆき）と申します。私はこれまで40年にわたり、技術者として研究開発の仕事に携わってまいりました。4年前に、義母が50年以上暮らしている住まいを二世帯住宅として建て替え、一丁目に転居してまいりました。西鎌倉での生活はまだ4年と浅く、地域の皆様から学ばせていただくことも多くありますが、新たな視点も大切にしながら、皆様が安心して暮らせる住みよいまちづくりに全力で取り組んでまいります。皆様のご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 組織再編とIT化による「開かれた活力ある地域づくり」

今年度、自治会では通常総会でご承認いただいた組織再編を実施いたしました。環境委員会と環境衛生部の統合に加え、防災・防犯に関する各組織を一本化した「防災・防犯委員会」、文化部を発展的に改称した「コミュニティ部」、外部団体との連携を担う「コミュニティ委員会」、そしてデジタル化を推進する「IT推進委員会」を新たに設置いたしました。

これにより、役員業務の整理と負担軽減を図るとともに、より開かれた活力ある地域づくりを進めてまいります。また、新設した各委員会では、役員以外の自治会員の皆様にも委員としてご参加いただけるよう公募を行っています。多くの皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

さらに、昨年度に引き続きITツールの活用を推進し、電子回覧板（BAND）の利用拡大や役員間のコミュニケーションツール（LINE WORKS）の活用を通じて、効率的で持続可能な自治会運営を目指してまいります。

2. 周辺地域との連携と交通課題（モビリティ）への取り組み

本年度再加入した西鎌倉地区町内・自治会連合会では、「防災委員会（西鎌そな一ず）」「防犯委員会」「つながりフェスタ実行委員会」に加え、地域の交通課題に取り組む「モビリティ委員会」が新たに発足し、活動を開始しています。

西鎌倉住宅地は丘陵地に位置し、高低差の大きい地域です。近年のバス路線の減便や廃止、深夜時間帯のタクシー不足は、高齢者をはじめ多くの住民の皆様にとって、買い物や通院など日常生活の移動手段に関わる重要な課題となっています。

地域環境の変化や今後の深沢地区再開発も見据えながら、新たな移動手段の検討や行政への提言活動に、当自治会としても積極的に参画してまいります。

3. 持続可能な西鎌倉を目指して

現在、西鎌倉地域では、住宅地の老朽化、居住者の高齢化、空き家の増加といった課題が顕在化しています。空き家や管理が行き届かなくなった庭木の増加は、住環境や景観の維持にも影響を及ぼし始めています。空き家の増加や売りに出ても買い手が見つかりにくい、「売るに売れない」不動産の循環不全が、地域全体の活力低下につながることも懸念されます。

これまで地域の魅力を支えてきた住民協定についても、良好な住環境を守るという役割を維持しながら、現代のライフスタイルに合わせたあり方を検討していく必要があると考えています。若い世代や新たに転入される方々と、長年地域を支えてこられた皆様が共に暮らし、多世代が交流する活気あるまちを次の世代へ引き継いでいくために、今何ができるのか。「誰も取り残さない持続可能な自治会」を目指し、皆様とともに知恵を出し合いながら歩んでまいりたいと思います。

会員の皆様の温かいご支援とご協力を、重ねてお願い申し上げます。

副会長 / 自治会館管理委員長 挨拶

2026（令和8）年度 副会長

江島 真也

令和8年度の副会長/自治会館管理委員長を務めます江島真也です。私は2000年4月に西鎌倉に一家そろって転入してきました。ブロック長を含め自治会活動に内側から携わるのは今年度で10年ぶり4回目。この10年のうち6年間は、インドで駐在勤務をしていました。インドの街は、みなさんご存じのとおり、なかなかカオスな状況で本当に路上に牛がいますし野良犬も多いです。猿も時々います。人、四輪車、三輪車、二輪車、自転車、リヤカー、その他謎の乗り物がけたたましく入り乱れ、逆走は当たり前。これらにはしだいに慣れますが、どうしても慣れなかったのは街路に散乱するごみ。ごみ収集車がストを決行した時は特にひどく街が悪臭に包まれました。そんなカオスな、でも愛すべきインドから7年ぶりに西鎌倉に戻ると、なんと整然かつ清潔、閑静なところなのかと再認識させられました。公的サービスがしっかり機能しているのはもちろんながら、住民のみなさん一人ひとりの意識の高さがこの環境を支えているのだと思います。

さて、本年度の自治会館管理委員会の事業計画はつぎのとおりです。

- ◆ 会員のみなさんのニーズに応える環境整備と会館の運営を旨とし、広くみなさんに利用してもらう。
- ◆ 利用者の安全と利便性向上に資する会館の維持管理を行い、稼働率の安定を図る。
- ◆ (IT推進委員会と一緒に)自治会館運営のデジタル化に向けた検討を進める(短期的に実現可能なものは年度内に実施)。
- ◆ 鎌倉市より提案のあった自治会館用地の市から自治会への無償譲渡について、令和9年度に実現すべく準備を進める。

最後の点については、自治会館用地は現在、鎌倉市から無償貸与されています。市としては、今後も無償貸与を続けるのであればむしろ譲渡して自治会自身による管理に委ねたいとの意向です。実は周辺の自治会のすべてが自治会館を有しているわけではなく、あったとしても西鎌倉住宅地ほど堂々とした(?)建物ではありません。私たちは自治会活動や会員のみなさんの活動に自治会館を活用できる恵まれた立場にあるわけです。土地の譲渡とあわせ、この自治会館を適切に維持・管理・運営していけるよう、管理委員会として取り組んでいきます。

ところで、近年の日本の夏の暑さはすさまじいですね。真夏はインドより暑く感じるほどです。この暑さは地球温暖化の影響でしょうが、その大きな要因が大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス。二酸化炭素は大気の0.04%を占めるだけ。でも、この300年で濃度が1.5倍になっていて、植物の光合成の速度を加速させています。端的に言うと、植物の成長は年々速く強くなっているのです。西鎌倉住宅地は生垣や庭木が豊かな家が多く、夏の剪定や雑草取りの苦労は並大抵ではありません。温暖化が西鎌倉住宅地の環境の持続可能性に影響を与えているといえます。自治会館管理委員会の守備範囲から外れますが、個人的なテーマとして考えていきたいです。

それでは、今年度一年間、どうぞよろしくお願いいたします。

総会報告

2025（令和7）年度 副会長

石川 和利

4月12日に開催されました西鎌倉住宅地自治会総会の結果についてご報告いたします。

今回は8議案と例年より多めの議案がございましたが、いずれも賛成多数により可決いたしました。

本総会での第1号議案の可決を受け、民泊事業者に対する自治会方針をホームページへ掲載しました。また、第2号議案の西鎌倉地区町内・自治会連合会については加入手続きを行い、2026年度から参加自治会として活動を始めております。第3号議案についても、次回以降の総会において、紙とWebのいずれによる提出も可能となる手続的な根拠が整ったこととなります。表決にご協力くださいました皆様、大変ありがとうございました。

【総会要旨】

開催日時 : 2026年4月12日（日） 10時～13時30分
開催場所 : 西鎌倉住宅地自治会館
会員数 : 3,284名（2026年3月22日現在）

表決結果 : 出席者数（表決提出者数） 1,909名

議案	賛成	反対	無回答	結果
第1号議案 民泊事業者に対する自治会方針の開示	1,888名	18名	3名	承認
第2号議案 西鎌倉地区町内・自治会連合会への再加入	1,878名	25名	6名	承認
第3号議案 次回以降の総会表決における電磁的記録の併用	1,900名	6名	3名	承認
第4号議案 2025年度事業報告	1,898名	6名	5名	承認
第5号議案 2025年度決算報告	1,903名	1名	5名	承認
第6号議案 2026年度事業計画案	1,902名	3名	4名	承認
第7号議案 2026年度予算案	1,900名	3名	6名	承認
第8号議案 2026年度役員選任	1,903名	0名	6名	承認

一方、会員全体に対する総会表決の提出率は58.1%（前回比+0.8pt）にとどまりました。

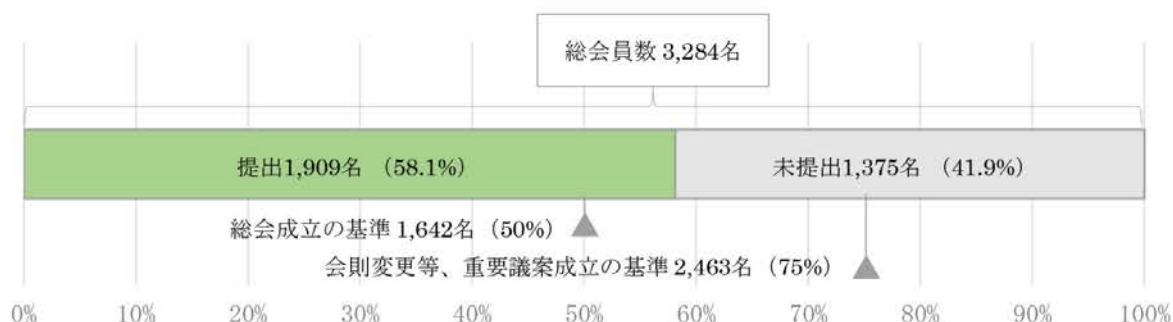
総会特集号でもお伝えの通り、提出率が50%を割り込むと総会が不成立、新年度役員が任命されないことから活動が開始出来ず前年度役員の負担が継続、また提出時期の定まっている補助金申請などの会務が行われないなど自治会運営に大きな支障が出てまいります。

加えて仮に今後、会則の変更、あるいは不祥事案等による役員解任の必要があった場合、会則上「会員全体の」4分の3、今回の会員数で言えば2,463名の賛成を示す表決提出が必要となりますが、現状の提出率では全提出票が賛成でも総会議決が出来ないこととなります。

（過去運営していた「未提出を賛成とみなす」運用が表決にあたり有効ではない旨、市役所・弁護士にて確認がされたことによるものです）

表決未提出により事実上、会の重要事項が決定出来ない状況は、会の健全な運営という観点で懸念を抱えた状況ではあり、自治会としては、第3号議案に挙げたWeb提出の併用など提出の利便性を高め、表決を頂きやすくする環境を整えてまいります。会員の皆様におかれましても自治会活動にご関心を頂き、総会時の表決提出にご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

（図：今回の表決提出状況）



◆ 総会議案に対する会場質疑

当日、会場ご出席の会員から頂いたご質問に関する質疑は以下の通りです。

ご意見・ご質問
第1号議案について ①現状の西鎌倉住宅地内の民泊数 ②管理人の居住とはどのような状態を指すか ③実際に西鎌倉住宅地で民泊運営が広まりそうな状況かどうか ④管理が業者の手に渡っているかどうか確認の方法は
回答
①現在1件の登録を確認していること ②実際に暮らしていることを求め、住民票での確認も手段として検討できること、 具体的には連絡に迅速に対応でき、要事には30分以内に駆け付けられるという基準を求めること ③民泊運営へのハードルは高いと想定しているが、空き家や相続した実家の活用として考えられること ④計画段階で管理者や管理方法を把握していく方針

ご意見・ご質問
第3号議案について ①現在西鎌倉自治会が保有する会員の個人情報の管理方法やセキュリティ対策 ②ウェブサイトを利用するにあたっての情報漏洩などのセキュリティ上の懸念 ③ネットワーク管理担当者が毎年交代していく中での引き継ぎ時の情報漏洩対策について
回答
①取得した個人情報は市のガイドラインに則り目的外利用を行わないことを徹底していること ②具体的なシステム構成は回答を控えるが、アクセス可能な「場所」と「人」を限定するアクセス・コントロールを実施しており、住民名簿および総会の表決データについても同様の取り扱いとすること ③担当者交代に伴うリスクへの対策として、引き継ぎ時にパスワード等の認証情報を毎年変更する運用を想定しており、ウェブ上での表決システムはクラウドを利用するため、前任者がアクセスできないよう権限を適切にコントロールする運用が不可欠であると考え、開始までに運用を詰めていくこと

◆ 第1号議案 民泊事業者に対する自治会方針の開示 に関するご意見等

その他、表決書のご意見欄に今回の議案に関するご質問、ご意見をいただきました。

2025年度役員会から以下にてご回答いたします。なお、ご意見は表記のゆれを含め極力記載いただいたとおりに記載しておりますが、複数議案にわたるご意見等、記載いただいた内容を編集し分割している場合もございますのでご了承ください。

民泊の全面禁止のご意見)

お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	都会から遠く離れたこの地に移り住んだのは、穏やかで安全な住環境を求めていることです。宿泊施設の不足や人的交流への期待が謳われておりますが、そもそも当地は観光地から遠いうえ、宿泊施設を置く商業地ではありませんし、住民以外の方々とは日常生活でどなたも十分に交流していらっしゃると思います。故にこの住宅地での民泊の全面禁止を求めます。
4丁目	民泊は絶対反対です。スーツケースをさげて、大声で歩く外国人などの観光客が、この辺に来られるのを想像するだけで困ります。
1丁目	第1号：民泊は全面禁止としてほしい。
4丁目	第1号議案につきまして、民泊の全面禁止を求めます。
1丁目	民泊については「既存住宅も認めない」という方針は取れなかったのでしょうか？ご検討の結果とは思いますが、議案には賛成いたします。
2丁目	第1号議案について全面禁止に賛成ですが法令・市ガイドラインが定める基準のみに従うことでは困るので議案に賛成します。
回答	
新築、改修において民泊目的の建築は認めません。ただし既存住宅を民泊として利用する場合は次の基準を設定し認めます。 1. 「民泊新法」(住宅宿泊事業法)および「鎌倉市における住宅宿泊事業に関するガイドライン」(鎌倉市民泊ガイドライン)に則していること 2. 民泊施設管理者が居住している建物であること 3. 自治会へ協議・登録(※1)すること 4. 近隣に対し説明し理解を得ること 5. 騒音に十分配慮すること 6. 道路に駐車させないこと (※1)所有者、民泊施設管理者、各々の緊急連絡先、ゴミ(事業系ゴミ)の具体的な処理方法など。 第一号議案の経緯 住民の方に新たに権利の制限を課すことは難しいので、既存住宅を民泊として利用する場合は、上記の諸基準を満たしていれば、問題などがおきても、即座に対処できるので認めようというものです。住民協定で民泊を全面禁止としても法的な強制力はありません。また、自治会員の中にも、管理者が居住し、責任をもって適正に管理され、問題が起きない場合は容認する、という方もある程度おられます。そのような経緯で、地域として制約条件を表明し、問題が起きた場合にも対処できるように、現行の住民協定の範囲で考えうる条件を整理したものです。 (※鎌倉市の「建築協定・住民協定の手引」では、住民協定の変更には土地所有者の80%以上の合意、署名が必要なので、多くの世帯を抱える自治会では変更は困難です。本総会で議決し、ホームページなどで自治会としての意思表示を行います。) なお、住民協定の範囲は、自治会区域内の第1種低層住居専用地域が含まれますが、並木通りの東西にある第1種中高層住居専用地域、区域の東側にある第1種住居地域は含まれません。住民協定範囲外の土地、建物については本議案の範囲外となります。	

(民泊業者に対する対応・運用へのご意見)

お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	第一号議案について文面に、民泊として利用する場合は”次の条件を設定し認めます”とある。以下7項目記載されていたが、その項目が守られなかった場合、自治会として、どんな行動をするのか明確にして欲しい。(具体的に) 住民協定は、法的拘束力を持たないからこそ、問題発生時の自治会対応(行動)は最低限必要に思います。
4丁目	第1号 居住している民泊施設管理者を自治会加入させて下さい。
1丁目	第1号議案の民泊について ①『鎌倉市民泊ガイドライン則していること』とありますが、具体的にはどんなことでしょうか。 ②既存住宅をそのまま民泊にする例の方が多いと思います(実際、国内の民泊を多く利用している身としての実感)が、オーナーさんがそのまま貸し出すことより、民泊を行として行う業者が、空家をどんどん買い取り、民泊化しているような気がします。『施設管理者が居住している建物にかぎる』としていますが、その実態はどのように把握していくのでしょうか。
回答	
・ホームページの住民協定に「住民協定における民泊の取り扱い」として運用基準の補足を掲載します。 ・事業計画時に周辺住民及び自治会への計画概要と遵守事項を配布したうえで、事前説明会の実施、トラブルを防止するための関係構築を求めます。 ・遵守事項が守られなかった場合、自治会から鎌倉市(共生共創部地域共生課ほか)、神奈川県(鎌倉保健福祉事務所環境衛生課)と相談し、事業者に対し是正を申し入れ、問題が続くようであれば営業の一時停止を申し入れます。場合によっては事業者名を公表します。 ・緊急の対応を要する場合は、必要に応じ、警察署、消防署、医療機関等の然るべき機関に連絡します。	

◆ 第2号議案 西鎌倉地区町内・自治会連合会への再加入 に関するご意見等

お住まい	ご意見・ご質問
2丁目	・地区長、ブロック長のみなさまの尊いお働きに感謝いたします。 ・連合会への復帰準備が整ってきていることを嬉しく思います。
3丁目	第2号議案「西鎌倉地区町内自治会連合会」への再加入について評決は「賛」としましたが（地域つながりの為にも再加入は理想）役員の負担にならないかと心配しています。
3丁目	第2号議案 2020年度役員会の退会に関する整理も不確かと感じたが今回の整理も次の点で不十分と感じる。基本的には役員の負荷の面がある。 1) 連合会の役割 鎌倉市役所－腰越支所－西鎌倉住宅地自治会－1丁目－ブロック 腰越支所のくくりから西鎌倉連合会は離れている。（＃1） この点に今回の整理では触れていない。非常時の場合、市民納税者として 上記ラインで鎌倉市は会員を助ける（鎌倉市は鎌倉住宅地に何人いるか 把握している）支給された物資などを当自治会のなかで各家庭に配るなどが 当自治会の役割ではなかろうか。 2) 連合会との接点の担当者 「西鎌倉だより」は会員からボランティアをつのり広報部が責任を持ってまとめている。連合会 も会員からボランティアをつのり会長または総務などが責任を持ってまとめる方向に持ってい ければと思う。 （＃1）腰越支所には連合会用の机もある。現西鎌倉連合会には公的な机もないと記憶している。
回答	
役員負担については近隣自治会の方にもおうかがいしましたが、以前に比べかなり軽減されているものと考えております（詳細は第2号議案ご参照ください）。 参画後は、当自治会も連合会の構成員として、負担感が過大とならないよう継続的に確認し、必要に応じて改善を働きかけてまいります。 また、被災時においては行政地域の考慮より先に、避難所であり防災拠点となる手広中・西鎌倉小の単位での共助が被災者の行動の中心となります。議案では敢えて対案として他の連合会について触れることはしませんでした。被災時に腰越中、腰越小、七里ガ浜小への避難が現実的でない以上、目の前の手広中・西鎌倉小という同じ拠点を共有する西鎌倉地区として連合会運営を行うことは合理性があると考えております。 防犯、あるいは平時のイベント開催に関しても同様で、地理的な近接性が条件となるものを連合会活動として行っているという理解です。 また、連合会との接点ですが、年度役員の負担軽減の意味もあり、ご意見いただいた通り、 〈連合会〉防災（そな一ず）・防犯委員会 ⇔ 〈自治会〉防災・防犯委員会 〈連合会〉つながりフェスタ実行委員会 ⇔ 〈自治会〉コミュニティ委員会 という対応関係を持たせ、自治会側はボランティアでの委員参加ができるようにいたしました。一方で各委員長は年度役員が担うこととしており、継続委員の独走を防ぎつつ責任をもってまとめる仕組みとしております	

◆ 第3号議案 次回以降の総会表決における電磁的記録の併用 に関するご意見等

無し

◆ 第4号議案 2025年度事業報告 に関するご意見等

お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	第4号議案、第5号議案、第6号議案について以下の通り照会致します。基本的な考えについては理解いたしますが、もう少し丁寧な説明が行われ、協議されたうえで採決されるべきものと考えます。 1. 第4号議案 令和7年度の事業報告 ① 総務部の報告では、会員世帯数が1,357世帯から1,354世帯に▲3世帯減少していることが報告されています。一方、会計部の報告では未納があった場合は自治会役員の協力を得て督促を実施した。その過程で退会処理を行うなど適切な運営に努めたと報告されています。自治会費の収入実績4,020,800円を期末の世帯数1,354世帯で割ると2,970円ですから、妥当性が検証されます。ただ、期中1年間の異動についてもう少し説明をしていただけると理解が深まります。新規転入者が何世帯で退会世帯が何世帯、純減▲3世帯となるはずですが、そうすれば「専門部会の解散」についても了解しやすいと思います。
回答	
	下半期(10月～3月)の新規入会者の初年度年会費は半額の1,500円です。また、年会費の自動引落しは例年4月末のため、5月以降に退会された場合は当年度の年会費は支払済になるので、世帯数×年会費3,000円と収入実績は必ずしも一致しません。会員異動については、現会員の逝去や家族構成に変化がある(お子様が独立されるなど)際に、移動届の提出を失念されているケースがあるため、今後も周知を行ってまいります。

お住まい	ご意見・ご質問
3丁目	第4号議案のうち西鎌倉基金管理委員会の報告では、西鎌倉基金管理規定の見直しが検討されたと説明されています。本総会に議案提出されていない理由は何でしょうか？またペイオフ対策が実施されなかった理由はなんでしょうか？ここ数年、事業計画にあまりながら実施された様子がなく危機感が欠如しているのではないかと懸念しています。
回答	
	ペイオフ対策については、①足元の銀行経営環境全般が好調であること、②大和ネクスト銀行の業態が顧客証券取引の決済が中心（一般事業貸付を行っていない）でありペイオフリスクが相対的に小さいこと を委員会にて認識を共有、①、②を踏まえたうえで、緊急性と口座を分散する管理負担（残高管理・口座責任者に引継ぎ 等）のバランスを勘案しつつ、有利な運用方法を少し時間をかけ検討することにいたしました。 2027.1に個人向け国債プラスが非営利団体に開放されることもあり、選択肢を広げて検討を継続します。 なお、西鎌倉基金管理規程の見直しについては、上記ペイオフ対策で挙げた預金・公社債の範囲での運用の実施であれば特段の改定は不要ですが、今後、議案（事業報告）に挙げたような変更を行う際の総会への付議基準は以下となります。 「本規定の改正については、委員会の提案に基づき、自治会役員会にて決定する。但し、基本の運用及び使用に関し基本的な変更を行う場合は、総会の承認を受けなければならない。」

お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	会長、副会長、各部及び各委員会の皆様の一年間のご活動に感謝申し上げます。第4号議案 まちの美化運動ですが、毎月一回を地区全体の活動とするのはいかがでしょうか。 同時に年2回ほどでも、防災訓練を加えるのはいかがでしょうか。両方を結び付けて、地区のコミュニケーションといざという事態への備えに繋がれたらと思います。
回答	
まず当自治会においては、前提として、クリーン活動、防災訓練はそれぞれ目的・準備内容・運営体制が異なる別個の部署の取り組みとして位置付けられております。 次に、参加実績の観点から申し上げますと、クリーンデーは毎月1回、防災訓練は2025年度は12月に実施いたしました。 案内を回覧しているにも関わらず、防災訓練に参加していたのは役員、その家族、自治会館を利用している方などで、回覧のチラシを見て自主的に参加された方は0でした。また、クリーンデーについても、ほとんど毎月同じ特定の方が実施しているというのが現状です。 防災訓練は予め消防署に予約しなくてはならない為、クリーンデーと同日実施となると、雨天での日にち変更には、消防署および参加者の日程調整が困難です。 現状の参加人数および運営体制のもとで、これらを同時に実施することは、現実的には難しいのではないかと判断いたしました。なお、将来的に参加人数の増加や運営体制の強化が確認できた場合には、活動間の連携や効率化について検討する余地はあると認識しておりますが、現時点ではその前提条件には至っていない状況です。 ご理解のほど、よろしくお願いいたします。	

お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	第4号議案防犯カメラの設置について 上記民泊がみつめられることにより、不特定な出入りが増えることもあり、増設する予定はないのか？
回答	
現在、西鎌倉住宅地への外部からの出入り口に防犯カメラを設置しております。防犯カメラの設置は、住民のプライバシーの保護の観点から、特定の条件で設置を行うことは難しいと考えています。鎌倉警察署によれば、事件が起きた場合は、個人設置の防犯カメラのデータも幅広く集めて対応に当たっているとのことです。西鎌倉住宅地内でも、個人設置のカメラは増加傾向にあること、自治会予算との関係もあり、増設は今後の検討事項として引き継ぎを行って参ります。	

お住まい	ご意見・ご質問
2丁目	「ブロック長による防犯パトロール」という実施予定項目がありましたが、どの程度実施されたのでしょうか。 私が知る限りでは、殆どどのブロック長はタスキをかけて拍子木を打ってのパトロールはやっていない様でした。全ブロック長に実施したか否か、アンケートを採って実行不可能なら事業計画に謳わないほうがいいと思います。「自主的にパトロールする」とは誠に曖昧な表現です。
2丁目	空き巣の話も聞きますので、防犯として人の目があるアピールができるように考えていけると良いかと思います。
回答	
ブロック長全員に嚶と拍子木が配布されています。ブロック長の方々は現役で働いておられる方も、ご高齢の方もいらっしゃいますので、各自の状況に合わせて自主的に対応できる範囲でのご対応を依頼しております。また、猛暑の期間も長くなっており、義務化することは難しいと考えております。実際にご対応いただいている方々も少なからずおられる状況ですので、現行の運用を継続すべきと考えています。	

◆ 第5号議案 2025年度決算報告 に関するご意見等

お住まい	ご意見・ご質問
3丁目	根本的に当自治会は3000円/会員 集め 約400万円/年の収入があるが額が大きすぎると感じる。会費を2000円程度/会員に下げて役員会の負担を下げるのが妥当ではなかろうか。なぜなら予算を有効に使うためには役員の負荷を要する。
回答	
自治会発足当時から年会費は概ね3,000円で設定されておりますが、消費者物価指数比較では現在の5,000円強相当となりますので、年会費は実質的に減額になっております。また、年会費減額時は予算立ての再考等ありますので、役員の負担軽減と大きく関連しないと考えられます。	

お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	第4号議案、第5号議案、第6号議案について以下の通り照会致します。基本的な考えについては理解いたしますが、もう少し丁寧な説明が行われ、協議されたうえで採決されるべきものと考えます。 2. 第5号議案 収入の部 ① 「たすけあいサロン解散に伴う寄付金」として予算計上のない411,617円の収入が計上されています。この取引内容の説明がないようですが、見落としていたらすみません。金額が大きく、予算見込み外ですので説明をお願いします。 ② 文化部の支出項目「行事費」が180千円の予算に対して+49千円超過しています。説明をお願いします。 ③ 広報部のHP維持費が24千円の予算に対して+12千円超過しています。この理由の説明もお願いいたします。 ④ 自治会館管理委員会の予算実績。会館維持費が予算を+90千円超過、同じく会館保険料も+38千円超過しています。理由をご説明願います。 ⑤ 連結財産目録の現預金。大和ネクスト銀行の「普通預金」に50百万円が存置されています。金利が上昇しています。普通預金に存置する是非をきちんと議論、検討していただきたい。
回答	
①昨年（令和7年）5月をもって「西鎌倉たすけあいサロン（旧称：西鎌倉たすけあいの会）」が解散いたしました。同会は昭和59年に設立され、長年にわたり地域の高齢者や体の不自由な方への生活支援・給食ボランティアなどに取り組んでこられましたが、メンバーの高齢化等を理由に、令和7年5月に自治会館で開催した食事を最後に解散されました。 解散にあたり、メンバーの皆様が出し合って維持されてきた運営費の残金を、「地域のために役立ててほしい」とのご厚意により、自治会へご寄付いただきました。当該ご寄付は予算策定時には想定されておりませんでしたので予実差異となっております。また、現在自治会館の厨房で使用しているガス炊飯器・食器・まな板等の設備・器具の多くも、同会からの寄贈品です。長年にわたり地域の支え合い活動にご尽力いただいた同会の皆様に、深く感謝申し上げます。いただいたご寄付と寄贈品は、今後の地域活動および自治会館の運営に大切に活用させていただきます。 ②予算超過につきましては、2点の原因がございます。 1) 8月に行われた夏祭りで、前日準備や当日9:00～14:30まで、役員も含め約50人のボランティアの方にお手伝いいただきました。その際配付したお茶とおにぎり2個、塩タブレットの経費が34,373円です。お茶、おにぎりの準備につきましては、役員会の承認を得ております。 2) 10月の運動会のお弁当、お茶代は諸物価の値上がりの影響を受けております。「西鎌倉だより」の広告主さまのお店に発注をしていますが、今後は色々な選択肢を検討することも必要と文化部内で共有し、2026年度発足のコミュニティ部に引き継ぎます。 コロナ以降、リモートワークの普及もあり、西鎌倉は幼児から学齢期のいるご家庭も増えて来ました。文化部の行事や子ども会の行事も参加者が増えて盛り上がりを見せています。よって増額分も来年度のコミュニティ部の予算へ盛り込みました。 ③西鎌倉住宅自治会のHPは以前からWIXという海外のシステムを契約して運用していますが、a. 2025年度予算編成時に月17ドルだったプランが25年5月から月25ドルに改定されたこと、b. 予算編成時に想定した円ドルレートより円安に振れたことを理由に支払額が増加しました。（つづく）	

回答
(つづき) ④会館維持費の超過（確定決算では+131,769円）については、主としてコピー機リースの新規契約によるものです。2025年4月時点のコピー機は2015年に6年間のリース契約をしており、2021年にリース期間満了後、リース料が月額500円と非常に安価となっていました。一方、2025年7月に部品保有期限が終了し、7月以降の故障に対応できないリスクがあったため、リース料は高くなりますが、新規契約を行いました。 また、会館保険料の+38千円超過については、昨今の建築費高騰を考慮して会館の保険金額を4,500万円から5,500万円に引き上げたことによるものです。 ⑤大和ネクスト銀行の普通預金50百万円の運用方針につきまして、回答いたします。 金利上昇局面における資金の有効活用は重要な課題であると認識しており、議論・検討を重ねてまいりました。現在もなお普通預金50百万円が存置されている理由につきましては、別の会員様からいただきました「第4号議案に関するご質問（ペイオフ対策や有利な運用方法の検討状況について）」への回答と内容が重なりますので、詳細はそちらの回答をご参照いただけますと幸いです。 引き続き、会員の皆様からお預かりしている大切な資金を、安全かつ有効に管理・運用できるよう努めてまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

お住まい	ご意見・ご質問
3丁目	第5号議案 第7号議案 文化部の補助金（5&7）について役員会としての管理の状態が見えにくい。他はしっかり管理していると感じる。

回答

1)補助金額の決定プロセスについて

文化部から周辺団体（子ども会、福寿会、あいあいの会）へ支給している補助金の額は、各団体の活動実績や必要経費を勘案して予算案を作成し、毎年度の自治会定時総会における予算案（第7号議案）の審議・承認を経て正式に決定されております。

2)補助金の管理状況について

役員会では、支給した補助金が適正に使用されているかを管理するため、各団体から毎年度の決算報告書の提出を受けております。直近の決算書（2025年度子ども会、あいあいの会、令和7年度福寿会）を文化部および会計部で確認した結果、以下の通り、補助金が各団体の地域活動（世代間交流、高齢者福祉、防災・環境美化など）の重要な財源として、適切に活用されていることを確認しております。

----各団体の決算状況の概要（直近年度）----

団体名	自治会補助金額	各団体の総収入に占める割合	主な使途(支出項目)
子ども会	100,000円	約27%	夏祭り、ハロウィン、クリスマス会などの行事費
福寿会	160,000円	約31%	教養・健康活動費、公園清掃、敬老祝賀会などの活動費
あいあいの会	40,000円	約36%	防災・減災教室、夏祭り共催負担金、公園清掃などの行事費

※各団体とも、自治会補助金に加え独自の会費や市からの補助金等を組み合わせ、健全に運営されています。

◆ 第6号議案 2026年度事業計画案 に関するご意見等

お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	第4号議案、第5号議案、第6号議案について以下の通り照会致します。基本的な考えについては理解いたしますが、もう少し丁寧な説明が行われ、協議されたうえで採決されるべきものと考えます。 3. 第6号議案 ① 環境衛生部の活動。住民協定掲示看板の取り止めは、高齢化世帯の多い西鎌倉団地の情報共有手段としては必要なものだと考えます。美観が問題であればそれをクリアする方法を考えるべきであり、「取り止め」は是非再考願います。 ② 防犯カメラの設置費など補助金について、当該部会の活動計画の記載だと「補助金は令和9年度に口座入金」と記載されています。令和8年度の入金は見込めないのではないですか。
回答	
①ブロック長宅前に掲示していた「住民協定」の看板は紙をラミネート加工したもので雨風に弱く、破損することが多く、見苦しいものもあります。また、住宅によっては掲げる場所が見当たらないケースもあり、実際に掲示されているのは全体の半分以下でした。材質を変える検討もしましたが、費用が掛かる割には効果が期待できないことが分かりました。そこで住民協定を周知するにはホームページを活用したほうがよいので、廃止することになりました。 また、並木通りの東西両端にある「住民協定」の看板は、文面が穏やかでなく、住民協定の内容とも異なっているため、よりソフトで温かみのある表現に書き換えることにしました。 (※こちらは廃止する場合は撤去、処分、歩道復旧などの工事費がかかります) R7年度は、デザイン・文案の検討と予算を計上し、実施はR8年度とします。 (2025年2月1日 第8回 定期役員会) ②正確には、令和8年第4四半期(令和9年1～3月)が入金目途時期でした。誤記載お詫び申し上げます。なお、予算策定後、市役所の担当部署から市の予算制約により本年度6台の交換に対して1台分のみで補助金の支給決定の連絡を受けています。前提が変わり、交換設置台数の最終化を含めて、2026年度役員に引き継ぐことになります。	

お住まい	ご意見・ご質問
3丁目	第4号議案(R7事業報告)にて、住民のニーズの把握が図られてきている(P12)とありますが、このニーズ把握の結果から第6号議案(R8事業)計画には何が反映されたのか説明をお願いします。
回答	
ニーズ把握という話の性質上個別の話にはなりますが、第6号議案にある来年度計画に積み残しているものでも、 ・旧式の重いテントの使用に関する懸念(負担、怪我等。被災時・平常時とも) ・情報共有手段の充実 などは役員外会員からの意見も受け、月次役員会を待たず役員内で協議できたものとなります。 また、年度内に完結している話でも都度のイベントに関するご意見・相談への対応、異臭苦情のあったブロックからの全地区役員への共有等、コミュニケーションインフラがあることでの日頃の活動への効果は大きかったと感じております。	

お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	第6号議案で、「鎌倉市からの自治会館の土地無償譲渡に対する検討を行う」とありますが、無償譲渡された場合、自治会に固定資産税支払い(税負担)が生じるのでしょうか?検討確認が必要と考えます。
回答	
鎌倉市の説明によると減免手続きが必要であるが、固定資産税は不要とのことでした。	

お住まい	ご意見
4丁目	第6号議案 環境衛生部 5. まちの美化運動（並木通りの清掃活動）←印刷が鮮明でないが？公的な場所を中心に美化活動を行うべき 具体的には ・西鎌倉駅、片瀬山駅周辺 ・各公園周辺 ・クリーンステーション周辺 ・並木通りバス停周辺 ・西鎌倉幼稚園周辺 ・自治会館周辺 の清掃活動を行う。
回答	当地区では、これまで月1回のクリーン活動を年間計11回実施してまいりました。 その結果、1回あたりの平均参加者数は16名となっております。一方で、当地区の世帯数は1,354世帯であり、仮に1世帯あたり3名とすると、居住者数は約4,000名規模となります。この前提で見ますと、現在の参加状況は、 ・居住者全体に対して約0.4%程度 ・世帯数に対しても約1%強 という水準にとどまっております。 また、延べ参加人数は10回で160名余りとなりますが、実際には継続的に参加してくださっている方が多く、活動は一部の限られた方々のご協力によって成り立っているのが実態です。 このような状況を踏まえ、現在の活動はまず「維持できていること自体に価値がある段階」であり、運営上は、無理のない範囲での継続性の確保が最優先事項であると考えております。そのうえで、活動範囲の拡大についてのご意見もいただいておりますが、一般的に活動範囲を広げる場合には、 ・必要な人員の増加 ・1人あたりの作業負担の増加 ・継続参加者への負担集中の進行 といった影響が生じます。したがって、参加人数が増えていない状態で範囲のみを拡大することは、構造的に持続が難しいというのが実務上の判断になります。 この点から、現時点における合理的な進め方としては、 1. 現在の参加人数で安定的に実施できる範囲を維持すること 2. 周知方法や参加しやすい仕組みの見直しにより、参加者の裾野を広げること 3. その結果として参加人数の増加が確認できた段階で初めて活動範囲の拡大を検討すること この順序が適切であると考えております。 地域活動は、意見だけでなく、実際の参加と継続によって支えられるものです。そのため、現段階においては、活動範囲の拡大よりも、参加者の拡大と継続可能な体制づくりを優先すべき状況にあると認識しております。 以上を踏まえ、当面は現行の活動範囲を維持しつつ、より多くの方に無理なくご参加いただける環境づくりに取り組んでまいります。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◆第7号議案 2026年度予算案 に関するご意見等

お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	会長、副会長、各部及び各委員会の皆様の一年間のご活動に感謝申し上げます。 第7号議案：広報部予算案「予算額の維持」のための雑費は不要と考える。 理由；編集費（¥50,000）と掲示板修善費（¥100,000）は昨年度も未消化であり、見込み違いへの対応等（バッファ？）として活用できると考えられる。 また、掲示板修善費は毎年10万円を予算計上しているが、本当に必要かも含めて検討の上、出来れば見積もりを取って適切な予算額を計上すると良いと思う。
回答	
26年度の予算総額を25年度と同額とした理由としては、HPの運営にご協力いただいている外部のサポートチームの負担が大きくなり、委託費の見直しの検討が必要になっていることがあります。西鎌倉住宅自治会会員ということもあって、これまでは安価で受託いただいていたが、業務量の増大に見合った金銭を支払うことも想定し、一定の予算上の余裕を持たせるのが適当と判断しました。ご指摘の未使用予算の流用に関しては、特に掲示板修善費は災害をはじめ不測の事態への備えという性格もあり、使用に当たっては多額の支出が必要になる蓋然性が高いので、結果として使用実績がないことを理由にあらかじめバッファとするのはなじまないと認識しています。	
お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	第7号：総務部の備品費は3万円は欲しい（予算では0円）。文書管理には、ファイル代やプリント代が必要。今までは委員が自腹が買っている。回覧の為のプリント代なども。きちんと仕事をさせ、認めるつもりなら、経費を持たせるべきと考える。
回答	
今年度はファイル等を「雑費」で計上しております。回覧アプリ「BAND」の広告費も雑費で計上しており、これら合計額と当初予算を考慮し、2026年度は雑費を増額しております。IT推進委員会の新設も含め、自治会運営も徐々にペーパーレス化を図っていく所存ですので、ご指摘の3万円が適切かどうか含め検討して参ります。	

◆第8号議案 2026年度役員選任 に関するご意見等

無し

また、総会日程の関係で総会特集号では3月31日見込み報告であった決算報告について、最終的な計数が確定しましたので総会の席上ご報告しております。見込み時点からの大きな変動はございませんでした。

※決算報告内容につきましては、本号の紙冊子配布のものをご参照ください。





総会表決書裏面のご意見欄に、総会議案以外でも自治会運営に関するご意見を頂戴しております。自治会館の「声」BOXへの投稿と同様、内容に応じ西鎌倉だより（以下）にてご回答、または個別にご回答させていただきます。なお、原則いただいた文章のまま掲載しておりますが、会員の特定を避けるため一部ご意見の表現を変更させていただいておりますのでご了承ください。

◇ 総会運営に関するご意見

お住まい	ご意見・ご質問
3丁目	書面表決書の氏名欄の横巾が小さすぎの感がありました。 P. 24の下から5, 6行目は何とか読めましたが、ちょっとびつくり。脱字も少々あり、校正作業が大変だったようですね。広報の方々御苦勞様でした。
1丁目	表が大変きたなくなり申しわけございません。書き方がわからず自治会館にかけてはじめてわかりました。 私は一人ですが、間違っ書いてしまいましたので、6番目が私の答えです。ごめいわくをおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。 そして、お仕事ありがとうございます。感謝を込めて。
回答	
今回議案数が多かったこともあり、表決書に読みづらい、書きづらい点があり申し訳ありませんでした。 （ご意見いただいた方以外でも書き損じ訂正等は見られました） 次回以降工夫できるよう来年度役員へ伝えていきます。	

お住まい	ご意見・ご質問
3丁目	キケンという選択肢を含めるべき。この件は以前にも書いた。良くわからず賛成・反対どちらかを書けないのではないだろうか。
回答	
棄権される場合は賛・否いずれも未記入で構いません。「無回答」扱いとなります。	

お住まい	ご意見・ご質問
2丁目	いつもありがとうございます。ブロック長を務めておりますが、当表決書回収にあたり感想を記させていただきます。 ・各世帯に総会特集を配布。この際、添付の紙もはさませて頂きました。 ・3, 14 5/9世帯から提出がありこれを提出 ・未提出世帯への声掛けの旨を受け4/9世帯を訪問。2世帯から提出の旨の回答（うち1世帯は用紙見当たらず）。残り2世帯は不在 ・3, 17 7/9世帯の提出となり再提出。 以上につきまして今後持続可能と現状を踏まえ無理のない方向性あるご検討の一助として頂くも一案かと察した次第です。以上。
回答	
ブロック長として表決書の回収作業に従事いただきまして、本当にありがとうございました。web表決の導入が投票率のアップならびに回収作業の簡易化に資するものと考えておりますが、今年度は鎌倉市の指示のもと、第3号議案を総会で可決してから、27年度総会以降での導入を検討する方向となりました。新設のIT推進委員会と連携しながら、体制を考えていきます。	

お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	回覧板を回す板が古くなっております。新しい板にならないでしょうか。
回答	
新品の回覧板は自治会館にありますので、気になるようでしたら当該ブロック長にお伝えください。	

お住まい	ご意見・ご質問
3丁目	自治会報はサイズ、紙質、検討してはどうでしょうか？
回答	
Web入稿しやすく低コストであることから現状のサイズ・紙質としておりますが、各号の内容によっては別の形も検討いたします。	

お住まい	ご意見・ご質問
2丁目	地域の飲食店で客が歩道に出て大きな声が話すことが多くめいわくしています。深夜までの営業を禁止できないでしょうか？（西鎌倉は住宅地であって駅前商店街ではないのですが）
回答	
西鎌倉住宅地においても当初計画時並木通りの東西の両端は住宅地内の商店街として計画されております。都市計画上是第1種中高層住居専用区域（用途：住宅、店舗、飲食店、事務所など）で飲食店舗も営業はできます。 自治会が深夜までの営業を禁止することは法的にできませんが、夜遅くに路上で大声を出されるのは迷惑ですので、お客様に注意をしていただくことや、歩道上に椅子を出さないようお願いすることはできますので、お伝えしておきます。	

お住まい	ご意見・ご質問
2丁目	第一種低層住居専用地域内で店舗併用住宅の新設があり、周辺への説明等の経緯あれば教えてください。
回答	
こちらのケースは法令上第1種低層住居専用地域内でも認められている範囲の店舗併用ですが、住民協定との兼ね合いで周辺住民の方より問い合わせがあり、自治会でも過去の不動産業者とのやり取り等調査いたしました。結果、今回のケースは住民協定不適合とはいえないとの結論で詳細を問い合わせ元の方へご説明させていただいております。	

お住まい	ご意見・ご質問
2丁目	総会の表決は世帯単位ではなく個人単位で行う必要があるとの市の判断であります。当自治会は地方自治法第260条第二項に基づく認可を受けた血縁団体であります。したがってこの団体の活動地域対象は明確であり、認可を受けた規約を順守し活動をしなければならないのです。 当会は認可後現在に至るまで、50年近く構成員となる対象地域の個人個人全体の合意をもって民主下のもと運営され目的達成のため活動維持に努力し現況を構築してまいりました。これからもこの現状を維持し法に認められた当会の規約を順守し構成員1人1人の合意をもって行なっていけることができる権利義務を負った活動を期待できる団体になってほしいと思う。何故ならば血縁団体は多数者構成員による大衆社会がそのまま政治過程に浸透し体制に寄与するような団体ではないからです。 それ故認可規約項目に欠くことがあるがあるときは簡単に取消しが可能であるからです。又事業の維持では運営費であります。当会の収入は会費が主となります！これからも期待することは困難と考えます。新事業を行ったり合理化等を行うときは今後の計画等による計画を明確にして優先順位を考えた上で実行することが必要ではないかと思ひます。以上から現状を維持した考えを踏襲してほしいと思ひてます。
回答	
ご意見ありがとうございます。いただきました通り当自治会は地方自治法第二百六十条の二～四十八にて規定される認可地縁団体として地方自治法により民主的な運営が担保された形で運営しております。過去、世帯単位での表決等、手続上の誤りがあったこともありますが、認可主体である鎌倉市に毎年総会内容を確認いただくことで補正が図られており、健全な運営のサイクルが出来ているものと考えております。 新事業については、認可地縁団体であることをもって余剰資産活用等の収益事業（34業種）が禁止されるものではありませんが、収益事業が主たる業とみなされた場合は認可取消の懸念がありますし、収益事業の収益が課税対象となりえますので税務処理負担の意味でも自然と慎重になると考えております。魅力ある住宅地の維持のためには時代の動きへの対応は当然に必要ですが、本自治会の性質上、自ずから法の精神に則った運営となるものと理解しております。	

お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	当自治会は、1年毎に役員が替わります。2026年度の方針は2025年度の役員が実質的に作り、2026年度の役員がそれを履行する形となっています。 私は以前会長を務めました。当時は会の方針の連続性の観点より会則第14条に従い、前年度会長に相談役を委嘱していました。今回も2025年度会長に相談役を委嘱したほうが良いと思ひます。ご検討方宜しくお願ひします。
回答	
おっしゃる通り、年度交代による運営の連続性は工夫が必要な点と考えております。今回2026年度に向けては、2025年役員有志が役員間のコミュニケーションツールとして利用しているLINEWORKSに残ってサポートできるようにすることに加え、委員活動の年限を設けない委員会を設けることといたしました。コミュニケーションツールが充実し、以前より気軽な支援はしやすくなりましたが、明示的に相談役として委嘱するか含め、翌年度の会務を支援する方々、される方々が快く活動できるよう工夫して参ります。	

お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	その他：この頃、タバコのポイ捨てが多い。環境衛生部は月一回の清掃だけでなく、全体に目を配ってほしい。
回答	
役員内でヒアリングした限りでは自治会地域内で吸殻を多く見かける場所は思い当たりませんでしたが、もし特定の場所で見かける等ございましたら対策の検討が必要となりますので、自治会館の「声」BOX等でご連絡ください。	

お住まい	ご意見・ご質問
2丁目	ローソンの植木の剪定を申し入れてほしい
回答	
私有地と市道との関係となりますので、今後の植栽の繁茂の状況によっては必要に応じて市にお伝えし、市からの申し入れを相談いたします。	

お住まい	ご意見・ご質問
1丁目	西鎌倉住宅地が出来て長い年月が過ぎ、最近空き家が目立つように感じます。防犯・防災の面から、自治会として何か管理の方法を考える必要があるかと思います。具体的に何か対応されているのであれば、会報等でお知らせ下さい。
回答	
念の為ですが、個別の私有地への立ち入りや管理等につきましては、法的な問題が生じるため、自治会として行うことができません。 一方、おっしゃる通り、人口構成の変化により同様の空き家に関する課題が全国的に出てきている状況で、2023年度の法改正で空家等管理活用支援法人による制度が作られ、また2024年度から相続登記申請が義務化されるなど、空き家問題は行政としても取り組んでいる最中の話題と理解しています。 この件について2025年度の鎌倉市 ふれあい地域懇談会（西鎌倉地区）にて話題に挙がっていましたので、市のホームページに掲載の議事より市の都市整備部の回答を引用します。 地域トラブルの懸念もあり、住民の皆様からの気づきの点についてはまずは市で受けていただき、そのうえで必要なものについて自治会にも相談がされるという流れとなります。 （以下引用） 市として問題があると判断した空き家については、所有者等を調査し、所有者等が判明した場合は適切な管理を依頼する通知を行っています。その後改善が見られない場合は、再度現地調査し、通知を行うほか、必要に応じて担当職員が所有者等を訪問するなどして、適切な管理を働きかけています。 現在、適切に管理されていない空き家の多くは、相続の複雑化や所有者等の管理能力の低下などにより、賃貸や売却が困難な状況です。 また、現在空き家の利活用については、毎年固定資産税の税額決定通知に、建物管理の啓発のリーフレットを同封し、市の住宅担当を相談窓口として周知していますが、ほとんど相談もない状況です。 今後、所有者等から市へ空き家の利活用等の相談があった場合は、所有者等に地域活動への利活用の意向などとともに、自治会への連絡先の情報提供の意向確認を行います。 （引用ここまで）	

お住まい	ご意見・ご質問
4丁目	・5月半ばより京浜急行バスがこの地域は運行しなくなるとのお知らせが各停留所に貼られています。時々利用する者としてはとても困ったと思っています。「西鎌倉にはモノレールがあるから」という理由なのかもしれませんが、夜7時すぎでも駅から自宅までの道は人（ひと）っけが無く、歩いている人はほとんどいない状況です（正直、怖いです）〈人が家にいても強盗に入る〉という物騒な昨今です。ひとつの無い道を怖さを感じながら歩かねばなりません。モノレールに近い人ばかりではありません。 ・京急バスの運転手さんと少し話す事がありました。2月の半ば頃の段階で「私達も詳しく聴いていないんです。たぶんあの貼り紙の方向になるんだろうと思います。あとは江ノ電バスさん次第だと思います。皆さんの声を伝えた方が良いと思いますよ」と言っていました。 ・是非自治会として、江ノ電バス会社に働きかけていただきたいです。〈鎌倉山まで運行するのなら、是非西鎌倉まで運行していただきたい〉と、伝えて頂きたいです。個人で言うだけでは難しいと思います。 西鎌倉地区の代表として働きかけて欲しいと思います。宜しくお願い致します。
2丁目	議案とは関係ありませんが、西鎌倉住宅街を通過（停車）するバスの本数がかなり少なくなっていました。各バス会社（江ノ電バスと京急バス）への増便依頼はしていますか？増便とはいかなくても、これ以上の減便をしないように要望していく必要があります。 また、住民に対しても、もっとバス利用を増やす様にしないと、調査結果で便数が減ってしまうと思います。自家車の利用も老人にとっては、困難になっていくので、バス利用が住民とバス会社にとって重要になっていくと予想します。自治会としての対応を早急をお願いします。以上
1丁目	高齢者が増えているのに、バスが減便になり、買い物難民になっているという話をよく聞く。先日のトックトックみたいなのではなく、地方の様に乗り合いタクシーとか別の方法は無いでしょうか。
回答	
1969年から半世紀以上運行され親しまれてきた諏訪ヶ谷循環バスが廃止されることになりました。市からもバス会社へは調整を図った結果と聞いておりますが、大船駅全体からの京急バスの撤退があり、引き継ぐ江ノ電バスとしても並木通りの藤沢行き片瀬山循環、津村の手広経由のルートと競合する並木通り大船方面の運行は現状の利用者状況を見ても継続は出来なかったものと考えています。 この件の前提として、自治会はバス会社に対し「赤字を承知で運行を続けてほしい」と強制することはできないという側面があります。バス会社も運転士不足が続き燃料費が高騰する中で、利用者の少ない路線を維持し続けるための原資（お金と人材）が必要となりますが、これを自治会が肩代わりすることも不可能です。つまり、自治会としては、単に減便・廃止反対を申し入れるだけでは、実効性のある解決にはつながりにくい課題であると考えております。 その上で、地域の足をどのようにして守っていける（作っていける）のか、この点を協議するため、近隣自治会で今年度中に協議会を設立することを検討しております。今後関係者と地域での連携を図っていくこととなりますが、何より重要なのは、事業継続が叶うだけの仕組みづくり、すなわち住民の皆さま自身の移動需要が出てくるようにすること、そして地域の交通について豊富な経験をもつタクシー・バス等の交通事業者の方々とともに地域の移動手段を支えていける仕組みを組み立てていくことと考えています。 手段は乗合、レンタル等様々な組み合わせが考えられますが、今年秋に梶原計画（ホームセンター・スーパー）の開業、2032～3年に村岡新駅の開業と深沢地区再開発の街びらきがあり、人の移動の流れが変わりはじめるこの5年が、今後の西鎌倉の移動手段という観点で大事な時期になってくると認識しています。 宅配の浸透や高齢化による買い物頻度の低下などの移動需要の減少があり、西鎌倉地域は望むだけでなく、住民自身が作り育てていく姿勢がなければ地域交通の維持が成り立たない状況になりつつあることが今回の運行縮小でわかってきたものと考えています。 今後、協議会でのチャレンジをしていくことになり、回覧等で情報をお伝え、またイベントやアンケートなどを行うこともあるかと思いますが、是非とも皆様積極的にご参加頂きご意見とお知恵をお寄せくださいますよう切にお願いいたします。 ※追記： 2026/5/25 鎌倉市長定例記者会見にて、鎌倉市は西鎌倉で「公共ライドシェア」の実証実験を行う方向で2026年度補正予算を組むとの説明がありました。 今年度のこの実証実験が、今後の西鎌倉の交通を大きく左右するものと考え、近隣自治会と共同で「新たな移動手段検討委員会」を西鎌倉地区町内・自治会連合内に設置しております。 西鎌倉に新たな交通手段を作り支えていく機運があるかがこの取組の成否を決める鍵になってきます。市からだけでなく、地域発としてもこの委員会から情報発信をしてまいりますので、地域の足に危機感、ご関心をお持ちの皆さま、是非ともこの実験への積極的なご参加、また取組みへのご意見等、宜しくお願いいたします。	

総会特集号 誤植のお詫びと訂正

P24の事業計画「環境衛生部」の部分に誤植(文面の重なり)が生じておりました。お詫び申し上げます。
以下に訂正文面を示します。

＜訂正後＞

事業計画「環境衛生部」の項目4～7

4. 「まちづくり市民団体」関係

- ・環境委員会が「まちづくり市民団体」関係の連絡窓口になっているが、前年度に引き続き今年度も関係会議等の開催は行われなかったようだ。西鎌倉住宅地自治会として、今後も他の関係団体等の情報収集を継続する。

5. まちの美化運動(並木通りの清掃活動)

- ・毎月1回(原則:最終日曜日)、ブロック長や近隣住民の方々と共に清掃活動を実施
- ・地区長・ブロック長をはじめ住民に積極的参加を呼びかける。

6. 鎌倉市廃棄物減量化等推進員としての研修参加。

7. 3R活動の推進。

以 上

総務部より

会員移動状況

(令和7年5月1日～令和8年4月30日届け出分まで)

転入会員	転出(退会)会員	世帯主変更	ご不幸
24	27	37	5

謹んでお悔やみ申し上げます

会員人数

1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	総会員人数
857	914	622	890	3,283

会員戸数

(令和8年4月30日 現在)

1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	総会員人数
349	364	251	389	1,353



会員移動届について

会員の皆様には、転入、転出、世帯主変更、脱会、ご不幸などがありましたらブロック長へお知らせ頂き「会員移動届」の手続きをお願いいたします。

「会員移動届」はホームページでダウンロードできるほか、自治会館受付にもございます。自治会館には、りそな銀行の「預金口座振替依頼書」、「預金口座振替変更・解約依頼書」も置いてあります。

「預金口座振替依頼書」、「預金口座振替変更・解約依頼書」は銀行にてお手続きいただいた後に、複写2枚目をブロック長にご提出ください。

総務部長 渡邊 仁

ブロック長の変更 2026(令和8)年度の地区長・ブロック長の変更が2件ありました

◆3丁目5地区11-aブロック

【変更前】 サプトロ・イスティアサ

【変更後】 高橋知久 3-11-4-3 0467-38-8030 ozamasayo@gmail.com

変更理由：後任が見つからず25年度担当が継続することで調整していたが、その後後任が確定したため。

◆4丁目2地区11ブロック(地区長)

【変更前】 大矢寿美

【変更後】 大矢昌志 4-11-19 0467-55-8231 bigmtoya@icloud.com

変更理由：寿美さん(妻)が担当する予定でしたが、都合が変わり昌志さん(夫)が担当することになったため。

環境衛生部より

日頃より西鎌倉の美化活動にご協力いただきましてありがとうございます。今年度、旧環境衛生部と旧環境委員会は一つに統合され、装い新たな環境衛生部としてスタートしました。

◆環境美化と資源循環への取り組み（旧環境衛生部）

これまで通り、以下の3点を軸に地域環境の維持・向上に努めてまいります。

1. ゴミの減量と資源化を推進する3R活動
リデュース・ごみの減量、リユース・再利用、リサイクル・再資源化
2. クリーンステーションの美化（※2026年4月より燃えるゴミは戸別回収へ移行）
3. 街の美化活動としてクリーンデーの実施（並木通りの清掃活動）

今後のクリーンデー実施予定日

7月26日	1月31日
8月お休み	2月28日
9月27日	3月14日（第2週目）
10月25日	
11月29日	
12月20日（第3週目）	



並木通りの清掃活動を行っています。
並木通り周辺の方だけでなくボランティアの方も
短い時間でもぜひ、どうぞ参加下さい。

◆建築計画の審査について（旧環境委員会）

西鎌倉住宅地に新規建設計画がある際に、その建物の内容が、「土地建物に係わる申し合わせ事項（住民協定）」に合致しているかどうかを確認・審査し、その結果を建築業者へ伝えています。

【審査の進め方】

建築業者から市役所へ建築確認申請の連絡が入ると、西鎌倉の住民協定、環境衛生部長の連絡先が伝えられます。連絡が入ると建築業者へ建築内容概要書等の提出を依頼し、提出された資料を元に建築内容が住民協定の基準に適しているかどうかの審査を行います。本年度は、原則として環境衛生部（4名）と、会長・副会長3名、旧環境委員長が住民協定に適合していることを了承した後に建築業者にその旨を回答しています。尚、4月より民泊事業者に対する自治会方針を明記する文書を提出依頼書に添付しています。

※民泊事業者に対する自治会方針は、後記の通り住民協定の運用基準として補足されたものです。

最後になりますが、私たちは変化する生活環境に柔軟に対応しながら、西鎌倉がいつまでも住み心地の良い、笑顔あふれる地域であるよう努めてまいります。一年間、どうぞよろしくお願い致します。

環境衛生部長 今井 容子

環境衛生部より

令和8年4月12日 運用基準として補足

住民協定に於ける民泊の取り扱い

民泊は不特定多数の方が宿泊することから共同住宅と同等と考えます。
したがって新築、改修において民泊目的の建築は認めません。
また、地域の平穏な生活環境を維持するため、既存住宅の民泊としての利用も次の基準を遵守する場合に限ります。

1. 「住宅宿泊事業法」（民泊新法）※1 即しており、「鎌倉市における住宅宿泊事業に関するガイドライン」※2 における配慮事項・遵守事項が守られていること
2. 家主居住型であること（宿泊者が滞在している間に家主が届出住宅にいること）
3. 自治会へ協議・登録がされていること※3
4. 近隣に対し説明し理解が得られていること
5. 騒音に十分配慮されていること
6. 道路に駐車させないこと

※1. 住宅宿泊事業法：年間180日の営業制限、宿泊者の衛生、安全、外国人対応、名簿備え付け、騒音・ごみ処理・火災防止、苦情処理に関する対応等が定められています。

※2. 鎌倉市における住宅宿泊事業に関するガイドライン：大声での会話、キャリーバッグによる騒音、クリーンステーションの利用禁止等が遵守事項として示されています。

※3. 所有者、民泊施設管理者、各々の緊急連絡先、ゴミの具体的な処理方法など。

防災防犯部より

2025年度総会号でお知らせがありましたように、今年度、従来の「防災部」と「防犯部」が統合し「防災防犯部」となりました。当防災防犯部は4月からの新体制ですが役員一同、微力ではありますが前任者や関係各所と連携を取りながら努力してまいります。皆さまのご支援ご協力をお願いいたします。

◆ 防災について

防災点検



5月に防災倉庫（自治会館、二丁目公園、三丁目公園）の資機材の棚卸を実施しました。その結果を以って鎌倉市総合防災課の意見を伺い補充品の洗い出しをしております。主要補充品が市の補助金対象になることが確認できましたが、単年度で全ての品目や備蓄量が揃えられない場合は分割して申請を進めてまいります。防災備蓄に関し、会員の皆様にお願いがあります。自治会の防災倉庫に全世帯に配布できる飲料水・食料の備蓄は困難で、2024年度より「自助」にあたる各ご家庭の規模に合った備蓄をお願いしております。引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

街頭消火器

西鎌倉一丁目から四丁目に46本ある消火器の点検更新を進めます。現在、造成工事で1本を取外しておりますが夏までに復旧の予定です。住宅地の赤い消火器箱に破損などお気づきの方は自治会までご一報いただくと助かります。

自主防災訓練の実施

例年行われている防災訓練は実際の地震/風水害/火災/崖崩れなどの具体的な災害が起きた時の行動の助けになります。今年度も鎌倉消防署腰越支所のご協力を得て実施したいと思います。詳細は改めて連絡いたします。5月19日に手広中学校が実施した防災実地調査において、当自治会の防災倉庫見学に協力しました。生徒達の防災マップを基にした地域の危険箇所の理解や災害発生時の行動を考えるにあたり、当住宅地の街頭消火器などを理解している中学生の視点に驚きと将来に期待を感じました。

◆ 防犯について

鎌倉警察署生活安全課より

「市民は不審な車両や人物を見かけたときに目や耳として通報してください。手足となって行動するのは訓練し武器を携行する警察官が行います。市民の方は決して直接行動をしないでください。」と言っています。



防犯カメラ

防犯カメラは、当住宅地の出入り口に6台設置しています。昨今の強盗事件や交通事故において、警察に画像を提供しております。活躍している当自治会の防犯カメラは導入から時間が経過しており、鎌倉警察署並びに県警本部の防犯コンシェルジュのご協力を得て機材更新に向け準備を進めております。合わせて鎌倉市市民安全課に更新補助金を申請する手はずを整えております。また、他自治会との連携を進めており、片瀬山住宅地の防犯カメラの内2台が当住宅地の出入りを見守っています。

防災防犯部長 杉内 重太

コミュニティ委員会より

2026年度コミュニティ委員会担当副会長を務めます吉岡佳子と申します。

西鎌倉に移り住んで10年の間に子ども会世話役を2019年度・2020年度・2025年度の計3回務めました。

時代の流れからか、今年度より子ども会世話役の担い手は無くなりました。そこで、自治会コミュニティ部役員と子ども会世話役経験者・旧あいあいの会会員など経験豊富な有志のコミュニティ委員で協力して子ども会を含む自治会皆様に参加できる各種イベントを行っていききたいと思います。1年間よろしくお願いいたします。

2026年度コミュニティ委員会の活動と行事は以下の通り予定しております。

未定のイベントは決まり次第Band、回覧板、掲示板で詳細をお伝えしてまいります。

◆住宅地の梅で梅仕事 5月中旬~6月7日実施

我が家が西鎌倉住宅地に引っ越して間もない頃、長女と手を繋ぎ、次女をベビーカーに乗せ、末っ子長男を抱いて幼稚園へ送迎する時に住宅地の道路のいたるところに立派な梅の実が落ちていることに気づきました。子ども達はわたしが漬ける梅干しが大好きでしたので、落ちている梅の実に心を痛めどうにかできないかと思いを巡らせていました。



子ども会世話役を担当することとなった2019年、思いきって、「住宅地で不要な梅の実を寄付していただき、子ども達で梅干しを漬けたい」と当時の世話役の皆さんに相談しました。

収穫が困難な場合は収穫も行い、梅ジャム、梅シロップ、梅干し用の梅を選別・加工し、梅干し用の梅は自宅で追熟して、漬け頃となったものから数人ずつうちに来てもらい梅を漬けました。追熟した梅のやわらかな触り心地と、桃のような甘いよい香りに包まれて作業する子どもたちの笑顔が印象的でした。梅雨が明けて夏本番になったら、各ご家庭で干して完成です。



コミュニティ委員会より



今年は仕事に本格的に復帰したこともあり一人で行うことが困難であったため、多くの方々の協力を得て、合計約80キロの梅の実をご寄付いただき、希望する子ども会会員への配布及びコミュニティ委員宅での梅干し漬け体験をおこなうことができました。

梅の実を寄付していただいた皆様、心より感謝申し上げます。秋になりましたらご寄付いただいた梅で作りました特製梅干しをお届けいたします。

自治会館管理人の皆様、民生委員の皆様、コミュニティ委員の皆様、多大なるご協力をありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。



◆ 広町緑地ホタル観賞会 6月7日雨天中止

昨年度103名もの方々にご参加いただき、大盛況のうちに終了した広町緑地ホタル観賞会。今年も2丁目在住の鎌倉市青少年指導員石塚さんからホタルについて学び、森のあちこちでふわりふわりと点滅しながら飛ぶ光、幻想的な光景を求めましたが、雨天のため中止となりました。

◆ ラジオ体操 8月下旬予定

今年度は2丁目公園で8月下旬に5日間ほどラジオ体操を予定しております。新学期開始前の早朝、ご家族皆様の生活リズムを取り戻す一助になれば幸いです



◆ 住宅地夏祭り 8月29日(土)夕方頃から開催決定

昨年度多くの方々にご参加いただいた住宅地夏祭りを今年も自治会館で開催いたします。

昨年よりもさらにパワーアップした各種ゲーム、縁日グルメを検討中です。お楽しみにしてください。



コミュニティ委員会より

◆ 市民運動会 10月11日(日) 開催決定



西鎌倉地区9地区が参加する市民運動会の開催日が決定しました。スポーツを通して西鎌倉地区の皆様の親睦を深める市民運動会にぜひご参加ください。

例年の通りであれば、玉入れ・かけっこ・グランドゴルフなどの種目があり、幼児からシニアまでスポーツの秋を楽しむことができます。

自治会対抗の得点種目は大百足競争(男女各5名)、輪投げ(10名)、綱引き(成人男女各5名・小学生5名)、自治会対抗リレー(男女各4名・学生は各1名まで)の4種目です。西鎌倉住宅地は一番大きな地区ですが、ここ何年も優勝を逃しています。

スポーツ自慢の皆様、奮ってご参加下さいますようお願いいたします。

◆ つながりフェスタ 11月23日(月・祝) 開催決定



西鎌倉連合会に復帰しましたので、つながりフェスタの企画運営に携わります。

西鎌倉地区の皆さんと協力して、楽しいつながりフェスタとなるよう準備したいと思います。

◆ お餅つき 12月～1月ごろ実施予定

今年度最後のイベントとして昨年度好評でしたお餅つきを計画しています。お子様から大人まで、本物の杵と臼でのお餅つきを体験できます。昨年度は2月末に行い、あんこ、きなこ、からみ、のりしょうゆ、チョコ、草餅など様々な味付けと、お料理自慢の自治会員の皆様特製豚汁をご用意しました。とても美味しい豚汁とお餅をいただき、新一年生入学祝い・進級祝い・6年生卒業祝いの集いも行い、おなかも心も満たされたイベントとなりました。年度最後のイベントとしてこれから詳細を詰めてまいります。



アルミ缶は土曜日に

最後に、お願いがあります！

近頃の資源不足の影響を受け、アルミ缶の買取価額が高騰しております。
(2年前1kg20円→現在1kg70円)

土曜日の朝、透明ビニール袋にアルミ缶を入れてクリーンステーションにお出しいただけますと、お昼過ぎ頃までに回収され、子ども会、ひいては自治会の貴重な活動資金となります。ぜひご協力をお願い致します。



コミュニティ委員大募集

引き続きコミュニティ委員を大募集しています。イベント好き、お祭り好き、アイデアマン、経験豊富な方、地域とのつながりを深めたい方、お時間あります方など、住宅地のためにお力をお貸しください。

こちらの「西鎌倉応援メンバー募集！サイト」の
コミュニティ委員会の参加フォームより、登録をお願いします！

コミュニティ委員会 担当副会長 吉岡 佳子



広報部より

本年度は引き続き3人体制で自治会広報を担当させていただきます。1年間よろしくお願いいたします。私たちの仕事は主に以下の3点です。

◆ 西鎌倉だよりの編集・発行

今号を含めて年3回の発行を予定しています。西鎌倉の各部の活動をお伝えしたり、さまざまな年代別、または年代をまたいで活動する団体を紹介します。古くから住まれている方にも新しく移ってこられた方にも、この地域の今を知っていただければと思っています。

◆ 掲示板の維持・管理

掲示板は5カ所（S字坂、西鎌倉入り口バス停＝2丁目のローソン脇、自治会館前、西鎌倉バス停＝4丁目側、諏訪ヶ谷バス停＝4丁目側）に設置されています。自由にお使いできることになっていますが、スペースに限りがあり、枚数や内容などに一定の制限があります。公平な運用のための決まりですので、ご理解の上、有効活用をお願いいたします。

【枚数／期間】1団体につきA4判1枚まで、最長3カ月

【許可印】

原則として掲示物には許可印を押してください。自治会館に連絡いただければ、広報部を通じてご回答いたします。許可・不許可は個別の判断になりますが、例えば「参加が有料のもの」（実費程度は除く）や「宗教・政治活動に係わるもの」「迷い犬」「私的な催し」などはお控えいただいております。

※自治会の各部会・委員会、福寿会、子ども会、あいあいの会、鎌倉市役所、交番、公的保安関係、社会福祉協議会、柞の森音楽会、鎌倉市民生委員児童委員協議会、NPO「鎌倉ガーディアンズ」、「犯罪から鎌倉を守る会」については過去の実績なども踏まえて許可印は不要です。

◆ ホームページの運営

従来のホームページとは別に、新たに「BANDアプリ」の運用も開始されています。これにより、回覧物や緊急性の高い情報も、より素早くお届けできるようになりました。広報の担当するホームページでは、「西鎌倉だより」のバックナンバーや回覧板の掲載に加え、会員様向けの各種届出用紙のダウンロードも可能ですので、ぜひご活用ください。

なお、「西鎌倉だより」は、今後も変わらず全世帯へ紙での配布を行います。時代に合わせたネットの活用を進めつつも、デジタル機器をお使いにならない方々への配慮を忘れることなく、全世代の皆様が安心して情報を得られる環境づくりに努めてまいります。

広報部長 橋本 香里



西鎌倉あいあいの会

現代の“向こう三軒 両隣り”

“向こう三軒 両隣り”と聞いて、ピンと来る世代は少なくなったのではと思います。1945年生まれの私でも、「トントントンカラリンの隣組」という歌のひと節を聞いても、隣組という言葉に首をかしげる世代です。

昨年8月の終戦記念日は、戦後80年という節目の年でした。隣組という制度は終戦前に向こう三軒両隣りという言葉通り日常を助け合って暮らしていきましょうという仕組みだそうです。商店も少なく買い物も不便だった時代には、ちょっとお隣におすそ分けといってお惣菜を届けあったり、足りない調味料を調達しあったりの関係性の日常があったようです。もちろん互いの生活や暮らし向きに踏み込んでしまうような弊害も起きていたようです。

近年、地域のふれあいやつながりが希薄になったといわれ続けています。新興住宅地である西鎌倉も日常の助け合いや防災に対する備え、更には社会的に孤立する世帯が増えつつあります。希薄になった原因は、近所づきあいよりもプライベートを重視する傾向が強まったことや核家族化に伴い昼間に地域にいない勤労世代が増え、地縁的な活動に参加する時間が少なくなったことなどがあげられています。

年老いても、障害者となっても、住み慣れた町に暮らし続けるためにと目標を掲げた西鎌倉たすけあいの会も高齢化を理由に解散してしまいました。そして、子ども会も世話人の担い手が新たに申し出てもらえなかった、福寿会も会員数が少なくなってきたなど地域活動に参加する会員が減少していることが課題となっています。

自治会活動も新しい時代にむけた活動へと変革していく時代になってきたのではと感じております。そのはじめの一歩として、文化部がコミュニティ部への名称変更とコミュニティ委員会の設置にあります。今後の活動に期待しております。

私がこの西鎌倉に移り住んで早や50年をこえました。その多くを地域の方々と係わる活動に参加してきました。福祉活動の世界では地域包括ケアシステムの構築を2025年の目標値としてきましたが、最近では2040年を目標値とした地域共生社会の実現へと向かっています。



西鎌倉に暮らす人達にとって、その人が望む暮らしや自己決定、自己実現をいかに支えていくかが問われています。そのためには、家族や係わる様々な分野の人たちと共に地域社会が連携し、新たな関係性を育みながら、支援の連携や循環を生み出すプラットフォームを築くことが、地域共生社会の実現にとって大切ではないかと思われます。

これからの西鎌倉は、ますます高齢者の一人暮らし世帯が増えると共に新たに移り住む人たちも増えてくると考えられます。それぞれが望む暮らしや生き方を尊重し、多様なつながりによる現代の“向こう三軒 両隣り”を模索して行きたいと考えております。

あいあいの会代表 樽井 彰子

今年はエルニーニョ現象が発生しているにも関わらず、冷夏とならず、梅雨の期間は若干伸びるが記録的高温を齎しかねない傾向であるらしい。

昨年団塊の世代が75歳以上となり、2人に1人が高齢者である時代はすぐそこに来ています。独居老人、買物難民等生きて行くことが困難になる時代が既に始まっています。

最近自治会でオンディマンド・タクシー、マイクロバス、三輪バイクなどの研究を始めて下さっていますのは時期を得て誠に有難いことです。市の提言している地域共生社会の体现です。私共高齢者も参加して検討させて頂きたいものです。

	曜日	時間	連絡先
健康体操（やよい会）	第1,2,3（月）	13:30～15:00	照屋
太極拳	第2,4（水）	13:30～15:00	杉本
かるた（百人一首）	第1（土）	10:00～12:30	井上
バス旅行	年間随時	年4回位	※ 古川

入会ご希望の方は酒井さん※ にご連絡ください。
開催曜日は月により多少変わります。

※ご連絡先は、本号の紙冊子配布のものを参照ください。

◆「にしかまサロン」 毎月 第3金曜日 13時～15時 開催です。

お誕生会中心のサロンも2年経ちましたので、多彩なゲストをお招きしながら、参加者が持ち寄られた色々な話題を元に井戸端会議を開くことにしました。また今までと同様に合唱・ゲーム・ボッチャで楽しいひと時を過ごして頂いております。この一年ボッチャを開催していますが、回を重ねるごとに白熱化しています。

福寿会以外の方も参加できますので、是非お出かけください。事前の参加申し込みは不要です。会費は200円です。



◆ 西鎌倉公園清掃活動

「西鎌倉公園愛護会」を立ち上げ、2丁目公園は有志の方々、3丁目公園、すずめ公園は福寿会が担当し、清掃・花壇管理を行っています。



清掃日時



第1日曜日（3丁目公園）、第3日曜日（すずめ公園）
午前8時半～9時半 近隣の方にも参加して頂いています。



◆ 「みらいふる鎌倉バス旅行」

皆様に人気のバス旅行は毎回、順調に開催され、最近では横須賀軍港まつりに参加。マグロのお昼が評判でした。次は9月に開催予定です。会報に予告掲載をいたします。会員以外の方も参加できます。（追加料金500円）

福寿会 森崎 勝喜



1



〒248-0035
鎌倉市西鎌倉 1-2-1
TEL 0467-32-4400
Lunch / 11:30-15:30 Lo 14:00
Dinner / 18:00-22:30 Lo 21:00
定休日 / 火・水・木

2

どこの医療機関の
処方せんも受け付けます。
地域の皆様に
役立つ薬局を目指します。



西鎌倉入口バス停前
西鎌倉 1-2-3
TEL 38-1240

3

酒類・食料品・白灯油

株式会社 入船酒店

TEL (32) 6539
西鎌倉 1-2-8
(水曜定休日)

4

にしかま耳鼻咽喉科診療所

受付時間 午前 / 7:30~11:00
午後 / 15:00~17:00
休診日 火曜・土曜午後・日曜・祝日

〒248-0035
鎌倉市西鎌倉 1-2-10
TEL 0467-38-1633 FAX 0467-38-1634

5

ハンド・アンド・サム治療院



西鎌倉 1-2-11-1F
0467-33-2836
(年中無休)

handthumb.com

12

パーソナルトレーニング鎌倉ジム



手広 5-6-4
(パーミヤン並び)
090-8512-5836
(トレーナー直通)
kamakuragym.com

マッサージ・はり・灸
保険訪問・在宅リハ
交通事故対応可能

見学・相談無料・完全貸切
入会金0円・都度払い
初心者・老若男女歓迎

6

SCENT OF BREAD



北海道産小麦のみ使用

Open 8:30-18:00 / Closed Wed.&Thu.
0467-33-5083 西鎌倉1-2-1熊野ビル1B

7

週刊文春・プレジデント・ダイヤモンドで 名医選定

西鎌倉谷野眼科

☎ 32-6009

りそな銀行裏 駐車場8台
www.taninoganka.com

受付 9:15~11:30 2:00~5:30

飛蚊症, 糖尿病眼底検査・CL 初処方及び
緑内障検査は午前10時, 午後4時まで

休診 木・土午後・日・祝

休診情報



8

東京海上日動火災保険 代理店
東京海上日動パートナーズTOKIO
神奈川支店 (担当 森本)

◆火災保険 ◆自動車保険 ◆生命保険

鎌倉市西鎌倉1-2-18
電話 0467-32-6101

9



米粉シフォンケーキ

おさら工房
KAMAKURA NISHIKAMAKURA

「そのままおいしい ふわふわおやつ」
米粉のシフォンケーキ 自販機で販売しています

西鎌倉2-2-4 TEL080-9054-2312

製造定休日: 水・日 完売次第終了ですが
自販機では定休日にかかわらず24時間販売
しています。詳しくは HP をご覧ください➡



10

和菓子処
茶の子

西鎌倉二の二の七
(三三) 七五五三

親しい方への贈り物に
茶の子の和菓子
ときわ まつかさ
常盤・松毬・むしどらやき

11

パンのあるおいしい生活

PINY



■パイニー (月曜定休) 営業時間 9:00~18:00
鎌倉市西鎌倉2-2-1 TEL 0467-31-3341

■おそう菜パイニー (日曜定休) 営業時間 10:00~18:00
鎌倉市西鎌倉2-2-9 TEL 0467-33-1224

■穀々むすび (日曜定休) 営業時間 9:00~16:00
鎌倉市西鎌倉2-2-9 TEL 0467-33-1224

13

ケーキとお菓子のお店

PÂTISSERIE FRANÇAISE
leschoux

西鎌倉 レ・シュー

〒248-0035 鎌倉市西鎌倉1-1-10

TEL 0467-31-5288

OPEN 10:00 ~ 18:00

※駐車場完備

定休日：水曜日 ※変更となる場合もございます

<https://www.leschoux.co.jp>

14



巖 流 鍼 灸 院

がんりゅうしんきゅういん

【予約制】

営業時間 10:00 ~ 18:00

定休日 月・金

※時間外 応相談

※通院がむずかしい方には訪問のご相談も
お受けします

予約・お問い合わせ 0467-67-5001
西鎌倉 4-18-23

15



安らぎの時間をお過ごしください

HairSalon-TaKeDaは西鎌倉並木通りにあるBarberShopです

OPEN 9:00-19:00 (土・日・祝は18時終了)

CLOSE 毎週火曜日/第2・第3・第5月曜日

《ご予約はお電話またはホームページからお申し込みください》



☎ 0467-31-7447  <http://hairsalon-takeda.com>

16

私たちはあなたのための椅子を用意しています
高齢者の方の心と身体を大切にしています
お困りのことがありましたら お気軽にご相談ください



NPO法人 かまくら在宅生活相談センター
かまくら在宅生活相談センター(居宅介護支援)
ケアプラン作成事業/在宅生活相談

住所：西鎌倉3-10-7
TEL：38-1158 FAX：38-1159

17

モノレール西鎌倉駅から徒歩すぐ
レンタルスペース 中国茶喫茶・販売

茶風 ちゃふう

TEL FAX 0467-32-8161

<http://www.chafu.com>

火曜日・水曜日定休

時間貸しのお部屋があります
打ち合わせやサークルにご利用下さい

18

快適生活のビッグチェーン

ベンリー西鎌倉店



暮らしの困った解決!

Benry
TOTAL CONVENIENCE SERVICE

ベンリー西鎌倉店
<http://westkamakura.benry.com/>

鎌倉市津890-1

TEL 0120-311-678

TEL 0467-33-3917 FAX 0467-33-3918

ベンリーは信頼と実績の全国チェーンです。



19

安心・安全・快適な住まい造り

をテーマにみなさまの
お手伝いをさせていただきます。

どんな事でも、気軽にご相談下さい!

株式会社 松長工務店

〒251-0021 藤沢市鵜沼神明3-9-16

TEL 0466-26-6511

FAX 0466-26-6513

E-mail: from-m@jcom.home.ne.jp

Since 1961



目次

会長挨拶	1
副会長挨拶	2
総会報告	3～23
総務部より	24
環境衛生部より	25～26
防災防犯部より	27
コミュニティ委員会より	28～30
広報部より	31
西鎌倉あいあいの会	32
西鎌倉福寿会	33～34

西鎌倉だより 春夏



Nishi-Kamakura Spring-Summer Reports 2026

西鎌倉住宅地自治会報 第460号

発行日：令和 8年7月24日

編集人：広報部長 橋本 香里

発行人：自治会長 五嶋 裕之

印刷所：株式会社 プリントパック

西鎌倉自治会館 TEL: 31-7347